

◎現行の幼稚園(教育時間のみ)在籍者は1号定員に、現行の保育所等在籍者(保育に欠ける幼児又は乳児)は2・3号定員に移行することを前提  
 (※新幼保こども園移行時に、保護者の就労状況等の変更により、上記とは異なる認定区分(1号⇄2号)となる場合もある。)

H26年度

H27年度

○現行の幼保連携型認定こども園(例)

○新幼保こども園に移行

